

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 3	広報広聴関係 第5回（H20.8.21） 提案・確認	1．広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。	1．広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。				2
		2．市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。	2．市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。				4
25 - 4	防災関係 第6回（H20.8.28） 提案・確認	1．防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。	1．防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。				3
		2．地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。	2．地域防災計画は、 <u>高原町・野尻町</u> を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	6
25 - 5	高齢者福祉関係 第4回（H20.7.31） 提案・確認	1．施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。	1．施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。				4
		2．養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2．養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。				5
		3．配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。	3．配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。				8
		4．外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	4．外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9